

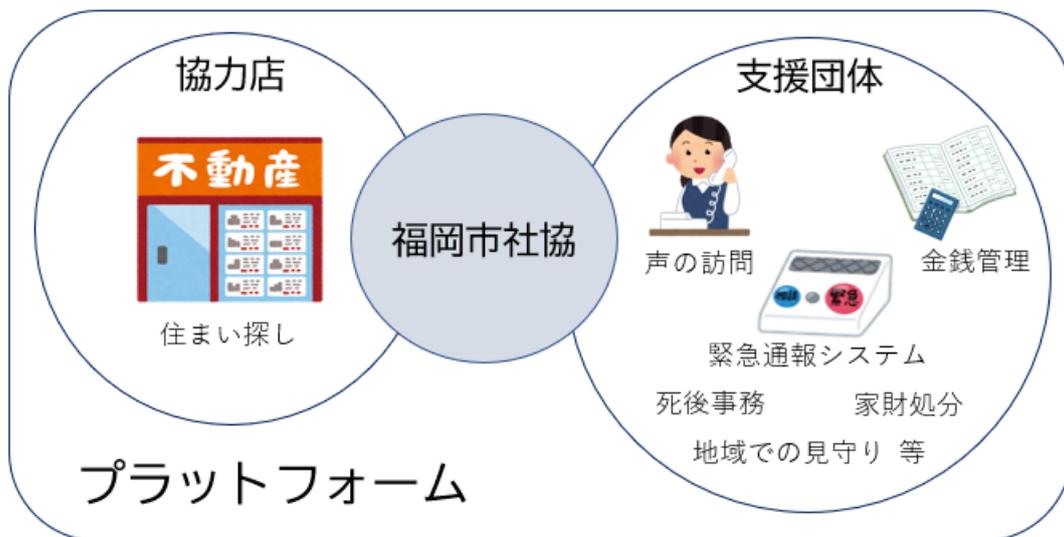
2(4)住まいサポートふくおか事業

誰もが安心して地域で生活を続けられる社会を実現するための手段として、入居前の相談対応から入居後まで「住まい」と「日常生活支援」を一体的に提供し、安心して継続居住できるよう支援しています。

また、「住まい」を起点に制度の狭間に取り残されている課題の発見・整理や、狭間を埋める手段を検証するとともに、課題解決に向けて、福祉や住宅など複数分野に横串を指す包括的居住支援を展開していきます。

■住まいサポートふくおか事業

民間賃貸住宅への住替えでお困りの高齢者・障がい者などから相談を受け、住替えに協力的な不動産業者である「協力店」に物件紹介を依頼し、見守りなどの入居支援を行う「支援団体」と協働することで、安心して住み続けられる住環境を提供しています。



■利用対象者の拡大

65歳以上の単身の方、もしくは65歳以上の方のみで構成される世帯を対象としてきましたが、令和元年から開始した「障がい者対応モデル事業」を令和3年度より市内全域に拡大し本格実施しています。

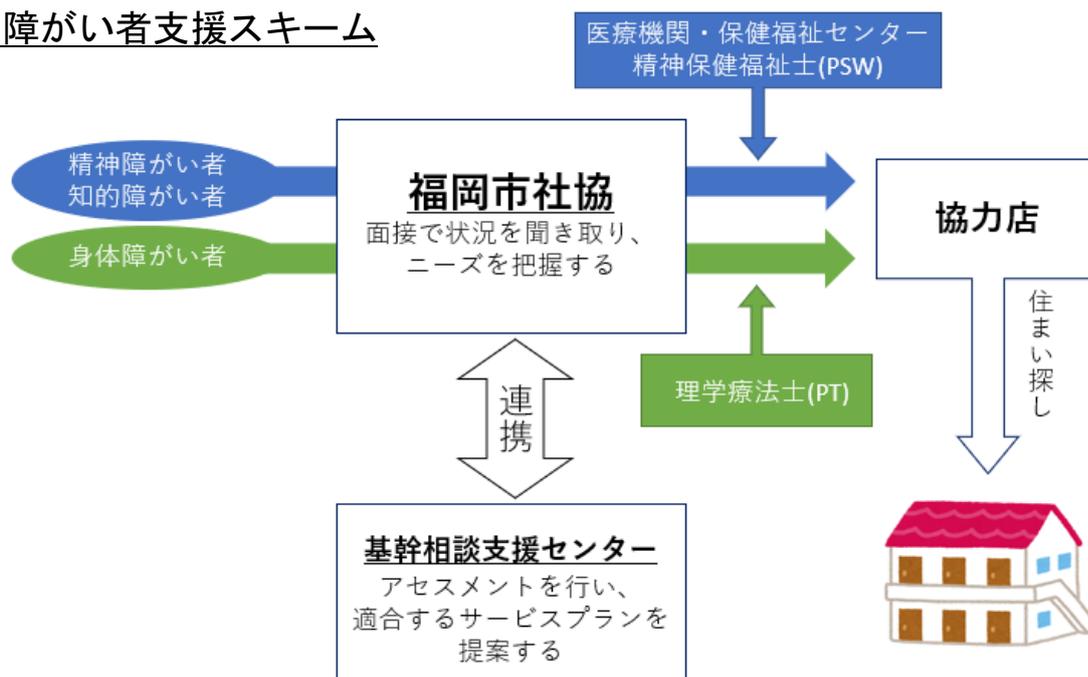
高齢者(65歳以上) 平成26年10月より

障がい者(東区) 令和元年4月より

障がい者(東区・中央区) 令和2年4月より

障がい者(市内全域) 令和3年4月より

■障がい者支援スキーム



住宅設備環境のアセスメントや訪問系・通所系サービスの利用が必要となることから、障がい者基幹相談支援センターと密な連携をとっている。

■「障がい者対応モデル事業」の現状と課題

- 身体障がい者の入居前支援にあたり、生活動作や住宅設備環境に関する専門的な見立てや助言が不可欠であることが把握できた
⇒理学療法士と連携して、相談者の身体状況に応じた物件選定に努めている
- 相談当初より精神症状、虐待、ひきこもり、8050問題、多重債務、家賃滞納などの問題を抱えており、住替え後も継続治療、安定収入の確保、社会とのつながり形成などの継続的な支援が必要なケースが多い
⇒医療機関や障害福祉サービス事業所、関連行政機関などとの連携関係を形成し、最適な役割分担に基づき生活全般を支えるスキームを構築
⇒住まいを起点にした自立（就労）支援を行うため、「サブリース方式」導入を検討中
- 転居理由が精神症状による幻聴・幻覚・妄想の場合、転居支援が最善の解決策とは言えないケースがある（医療的アプローチが必要なケース）
⇒本人に病識がなく、伴走型の支援者が不在のまま制度の狭間にあったニーズが、「住まい探し」をきっかけに発掘されるケースが複数あったが、対応に苦慮している
- 子育て中の障がい者世帯のうち、18歳未満の子が障害のある親を介護するケースも複数見受けられた（ヤングケアラー）